（証券コード3244）

2020年２月21日

株　主　各　位

大阪市淀川区西中島四丁目３番24号
サ　ム　テ　ィ　株　式　会　社
代表取締役社長　小川　靖展

インターネット開示事項の一部修正について

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第38期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載事項に一部修正すべき箇所がございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって、下記のとおり修正させていただきます。なお、修正箇所につきましては＿（下線）を付しております。

敬具

記

【修正箇所】

第38期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項　22ページ

「(関連当事者との取引に関する注記)」

（修正前）

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	有限会社 彦根エス・シー	3	不動産賃貸事業	(所有) 直接100	当社が開発を受託、当社が資金を貸付、債務保証、役員の兼任	造成工事代金	―	立替金	484
						資金貸付	70	関係会社長期貸付金	1,464
						債務保証	3,088	―	―
子会社	合同会社SI開発	3	その他の事業	(所有) 間接100	債務保証	債務保証	1,000	―	―

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. ㈲彦根エス・シーは、当社が組成した不動産投資の営業者等であります。なお、資金貸付に係る利息は、同社の事業再建計画に基づき無利息としております。

2. ㈲彦根エス・シーに対する債務保証は、㈲彦根エス・シーの銀行借入について行ったものであります。

3. 合同会社SI開発は、当社が組成した不動産投資の営業者等であります。

4. 合同会社SI開発に対する債務保証は、合同会社SI開発の銀行借入について行ったものであります。

（修正後）

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	有限会社 彦根エス・シー	3	不動産賃貸事業	（所有） 直接100	当社が開発を受託、当社が資金を貸付、債務保証、役員の兼任	造成工事代金	—	立替金	484
						資金貸付	70	関係会社長期貸付金	1,464
						債務保証	3,088	—	—
子会社	合同会社SI開発	3	その他の事業	（所有） 間接100	債務保証	債務保証	1,000	—	—
その他の関係会社	㈱大和証券グループ本社	247,397	グループ会社の事業活動の支配・管理	（被所有） 直接16.95	資本業務提携	社債の発行	10,000	新株予約権付社債	10,000
						自己株式の処分	2,779	自己株式	—
その他の関係会社の子会社	大和プロパティ㈱	100	不動産賃貸業	なし	当社が保有するオフィスビルを賃貸	固定資産の購入	11,100	建物、土地	11,542
その他の関係会社の子会社	サムティ・レジデンシャル投資法人	54,483	不動産投資	（所有） 直接5.32	不動産の売買等	増資の引受	3,875	投資有価証券	6,889
						販売用不動産の売却	18,872	売上高	18,872

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. ㈲彦根エス・シーは、当社が組成した不動産投資の営業者等であります。なお、資金貸付に係る利息は、同社の事業再建計画に基づき無利息としております。

2. ㈲彦根エス・シーに対する債務保証は、㈲彦根エス・シーの銀行借入について行ったものであります。

3. 合同会社SI開発は、当社が組成した不動産投資の営業者等であります。

4. 合同会社SI開発に対する債務保証は、合同会社SI開発の銀行借入について行ったものであります。

5. 社債の発行は転換社債型新株予約権付社債の発行であり、発行価格につきましては、当社及び割当先から独立した第三者機関による評価額を参考に決定いたしました。また、転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当先との協議・交渉により決定いたしました。

6. 自己株式の処分につきましては、株式会社大和証券グループ本社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分であり、処分価格は、第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値及び一定期間の平均株価を勘案し、割当先との協議・交渉により決定いたしました。

7. 固定資産の購入金額につきましては、不動産鑑定評価額を参考に決定しております。

8. 販売用不動産の売却金額につきましては、不動産鑑定評価額を参考に決定しております。

以上